第２　警察庁の警備体制

１　職員の招集・参集

警察庁は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、別に定める基準により、職員の招集・参集、情報収集・連絡体制の確立、災害警備本部等の設置等必要な体制をとるものとする。

２　災害警備本部等の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、以下に定めるところにより、緊急災害警備本部、非常災害警備本部、災害警備本部及び災害警備連絡室（以下「災害警備本部等」という。）の設置等必要な体制をとるものとする。

⑴　緊急災害警備本部

警察庁長官（以下「長官」という。）は、災害の発生に際して警察法第71条第１項の規定に基づく緊急事態の布告が発せられ、若しくは発せられることが予想される場合、災害対策基本法第28条の２の規定に基づく緊急災害対策本部が設置され、若しくは設置されることが予想される場合、又は国の公安に係る大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合には、長官を長とする緊急災害警備本部を設置するものとする。

⑵　非常災害警備本部

長官は、災害の発生に際して災害対策基本法第24条第１項の規定に基づく非常災害対策本部が設置され、又は設置されることが予想される場合には、次長を長とする非常災害警備本部を設置するものとする。

⑶　災害警備本部

長官は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において緊急災害警備本部又は非常災害警備本部を設置しないときは、警察庁警備局長を長とする災害警備本部を設置するものとする。

⑷　災害警備連絡室

長官は、災害（大規模災害を除く。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、警察庁警備局警備課長を長とする災害警備連絡室を設置するものとする。

３　災害警備本部等の編成

災害警備本部等の編成及び任務分担並びに警備本部等の要員の招集・参集に関する事項については、長官が別に定めるものとする。

第３　警察庁の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における警察庁のとるべき措置は、以下のとおりとする。

１　官邸への参集

大規模災害発生時には、警察庁警備局長は、閣議で決定されたところの緊急参集チームの一員として官邸に参集するものとする。

２　緊急災害対策本部等への職員の派遣

災害の発生により、国に緊急災害対策本部又は非常災害対策本部（以下、「緊対本部等」という。）が設置された場合においては、職員を指定して同本部に派遣するものとする。

３　情報の収集・連絡

⑴　情報収集体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害警備本部等の要員（休日、夜間等にあっては当直勤務員を含む。）は速やかに被災情報等の収集・連絡に当たるものとする。

⑵　管区警察局及び都道府県警察からの情報収集

ア　被災情報等の収集に当たっては、被害規模を早期に把握するため、直ちに被災地と通信指令課（室）等との間で行う無線通話を同時にモニターするものとする。また、都道府県警察を通じて、警察用航空機によって得られる上空からの概括的な被害情報及び交番、駐在所、パトカー等の勤務員によって収集される地域ごとの被害状況、交通状況等の把握に努めるものとする。

さらに、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等からの画像情報の収集に努めるものとする。

イ　被災地を管轄する管区警察局及び都道府県警察から、以下の事項に関する情報を収集するものとする。

㋐　災害発生の急迫性
㋑　災害の発生日時
㋒　被害の概要と拡大の見通し
㋓　主要幹線道路等の被害及び交通状況
㋔　原子力事業所をはじめとする重要施設等の被害状況
㋕　警察職員及び警察施設に関する被害状況
㋖　住民等の避難状況
㋗　警察措置
㋘　治安状況
㋙　支援の必要性の有無
㋚　その他災害に関する事項

⑶　官邸及び内閣府への情報連絡

被害規模に関する概括的な情報等を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡するものとする。

⑷　緊対本部等への連絡

国に緊対本部等が設置された場合は、被害の発生状況、自ら実施する災害応急対策の状況、その他の警察措置について緊対本部等に速やかに連絡するものとする。

⑸　管区警察局及び都道府県警察への情報連絡

災害に関する情報を管区警察局及び都道府県警察に連絡するものとする。

⑹　関係機関との情報交換

消防庁、国土交通省、気象庁、防衛省等の関係機関との連絡を密にして、災害に関する情報の相互連絡に努めるものとする。

４　情報通信の確保

⑴　通信に関する措置

ア　通信の確保

災害発生直後から通信を確保するために以下の措置を講じるものとする。

㋐　災害発生後、速やかに通信手段の機能の確認を行うとともに、障害が生じた警察通信施設の機能の回復を図るものとする。その際、画像情報の収集、無線通話の同時モニター等被害状況を把握する通信手段の確保に留意するものとする。

㋑　広域通信系等複数の都道府県警察の使用する無線通信系の効果的運用を図るものとする。

イ　通信制限

通信の輻輳（ふくそう）、警察通信施設の重大な障害等のため警察活動に支障が生じると認められるときは、通話の種類、通話時間、通話先等について通信制限を行い、災害警備活動に必要な通信を確保するものとする。

ウ　幹線通信の確保のための応急措置

幹線通信の確保に重大な障害が生じ、又は生じることが予想される場合には、衛星通信回線による応急通信系の設定、無線多重回線の構成変更等通信の確保のための応急措置をとるものとする。